日本航空 OB 乗員
有志の会ニュース

2012. 07. 06

No.12-049

HP：http://jalfltcrewob.web.fc2.com/
Mail：jalfltcrewob@gmail.com

安全で明るい JAL

解雇撤回裁判については、3 月に東京地裁で解雇を容認する不当判決が出されていますが、勧告が指摘する組合との充分な協議、組合役員の解雇という点につき、両判決とも正面から捉えようとしていません

ILO はこの問題の重要性を認識し、

再建計画において労働者に与える負の影響を最小限にする為の労使協議を行うよう、日本政府に対し強く求めたものです。

また ILO は、勧告が履行されるまで監視し続けます。

私たちは、政府および日本航空に対し、今回のILO勧告を真摯に受け止め、事態解決へむけた労使協議を速やかに開始し、解雇撤回・全面自主解決をはかるよう強く求めます。

（乗員組合・CCU 声明より抜粋）

整理解雇問題に関して、
ILO より勧告が 出されました

ILO（国際労働機関）理事会　2012 年 6 月 15 日

結社の自由委員会の勧告

649. 前述の結論に鑑み、委員会は、以下の勧告を承認するよう、理事会に求める。

(a) 委員会は、従業員の人員削減の過程において、労働組合と労働者の継続する代表者が役割を果たせるように、関連する当事者間で協議が実施されることを確実に保障するよう、日本政府に要請する。

(b) 整理解雇された労働者 148 人が、2011 年 1 月に会社を相手取り、東京地裁に提訴し、労使間に法的拘束力のある雇用契約が存在していることを認めるよう、裁判所に要求していることに注目し、委員会は、当該の裁判の結果に関する情報を提供するよう、日本政府に要請する。

(c) 再建計画を策定する場合、そのような性質の計画が労働者に及ぼす悪影響を可能な限り最小限に止める上で、労働組合は主要な役割を担うため、委員会は、労働組合と十分かつ率直な協議を行うことの重要性を強調する。委員会は、日本政府がこの原則が、十分に尊重されることを確実に保障するよう、期待する。

(d) 委員会は、「企業再生支援機構（機構）の不当労働行為」について東京都労働委員会が 2011 年 8 月 3 日に交付した救済命令の破棄を求め、2011 年 9 月 1 日に会社が東京地方裁判所に提訴した訴訟の結果に関する情報を提供するよう、日本政府に要請する。

「乗員組合・CCU 声明」と「結社の自由委員会の結論」はこちら

「ILOからの勧告（英文）」はこちら

結社の自由委員会は労使団体から寄せられるＩＬＯ加盟国による結社の自由に関する条約（結社の自由及び団結権保護に関する第 87 号条約と団結権及び団体交渉権に関する第 98 号条約）違反の申し立てを審査します。会社に対してではなく政府に対してものを言う機関であり、解雇の必要性についてという裁判の論点について所見を述べるというものではありません。

このような内容の勧告が出されたことは、委員会が三者構成（政労使の各 6 人の委員プラス独立した委員長）であることを考えると注目に値すると言えるでしょう。

ILO 関連ニュース

No.11-025（2011.06.25）

ＪＡＬの不当解雇はＩＬＯ条約違反
ＩＬＯ本部に航空労働者の代表団を派遣
日本航空の整理解雇の不当性と現状を訴える

JALの不当解雇が世界の問題に

ＩＬＯは「ＪＡＬの不当解雇は重要かつ急務」との認識で応対

IFALPA　今年４月 解雇撤回に向け支援声明文を採択（年次総会）
そして、 5 月１２日 ILO 事務局長にJFU 支援の書簡送付

No.12-003（2012.01.14）

「3 月にジュネーブに良い知らせ(勝利判決) がとどくよう願っている」
ガイライダーILO事務局次長

「ファイト!」と言ってガッツポーズ　ファンソマビア事務総長

京都でILO に働きかけ　ILO 第 15 回アジア太平洋地域会議に代表を派遣

皆様、2012 年度も引き続き整理解雇撤回を
支援する為のカンパにご協力お願いします